

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

## 北海道国民年金 事案 2192

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 49 年 4 月から国民年金に夫と一緒に加入し、途中から口座振替に切り替えて国民年金保険料を納付していたが、送られてきた「ねんきん特別便」の納付記録では、54 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納とされていたので、年金事務所に確認したところ、その期間は納付済みに訂正されたが、納付記録のあった申立期間が未納とされた。

私の夫の国民年金保険料の納付記録も時期が違いますが記録が抜けており、申立ての結果、納付済みに記録の訂正がされているので、私の保険料も未納とされている申立期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人及びその夫が所持する年金手帳に記載された発行日により、昭和 49 年 8 月 28 日に夫婦一緒に行われていることが確認でき、申立人は、同年 4 月以降、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付し、53 年 7 月からは口座振替により保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間である上、その当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況にも大きな変化が見られないことから、当該期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、オンライン記録において申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていたところ、年金事務所は、申立人から当該保険料は口座振替により納付しているとの申立てを受け、平成 23 年 4 月 21 日付けで納付月相違を理由として記録の訂正を行った結果、申立期間が未納期

間とされたことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年10月10日に船員保険被保険者の資格を取得し、24年8月2日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、当該期間に係る申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者資格取得日及び同喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、昭和20年10月10日から21年3月31日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月10日から28年10月31日まで

申立期間は、A社が所有するC丸にD職として乗船し、昭和20年10月10日から24年夏頃まではE及びF地区におけるG業務、同年夏頃から28年10月30日まではHとI間におけるJ業務にそれぞれ従事していたので、船員保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 「連合軍司令部往信綴」、「K局史」、「L局史」、「H局史」、「M基本年表」及び「Nの記録」により確認できるC丸に係るG業務に関する記録並びに同船舶に乗船していたとする3人の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年10月10日から24年8月1日までの期間について、A社が所有する同船舶に乗船していたことが認められる。

また、船員保険被保険者名簿によると、当該船舶が船員保険に加入していた記録は確認できないが、前述の同僚3人は自身が記憶する当該船舶における乗船期間について、A社O部の船員保険被保険者名簿（書換え後の同名簿を含む。）にそれぞれの被保険者記録が確認できる。

一方、A社O部に係る被保険者名簿には、「昭和21年10月1日移管」と

の表示があることから、移管後の被保険者名簿であると考えられるが、日本年金機構事務センターは、「移管前の被保険者名簿は保管されていない。」と回答している。

また、A社O部に係る被保険者名簿においては、連続する整理番号の896番から1165番まで270人分の15枚（1枚につき18人記載）について欠落しており、ほかにも整理番号の欠落が多数みられる上、ほぼ全員の被保険者について資格取得年月日が記載されていないことから、社会保険事務所における記録管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が船員保険被保険者として昭和20年10月10日に船員保険被保険者資格を取得し、24年8月2日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、A社所有のC丸は、昭和20年10月10日から21年3月31日までの期間について、戦時加算区域航行期間であることが確認できることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

2 申立期間のうち、昭和24年8月2日から28年10月31日までの期間について、上記の「Nの記録」によると、当該船舶は24年8月1日にG業務解除となっていることが確認できる上、B社は、「申立人が勤務又は乗船していた記録は無い。また、当該船舶に係る運航記録等の資料が無く不明である。」と回答している。

また、申立人は、「E及びF地区におけるG業務が終了後、HとI間におけるJ業務に従事していた。」と供述していることから、P省Q局H支局、同省R局I支局、H部、I部及びS協会に照会したものの、「当時の関連資料が無く不明である。」と回答している上、T組合は、「当組合で保管している組合費納入原簿等の資料を検索したが、申立人に関する組合費納入データは無い。」と回答しているほか、U丸は、「当該船舶がV船として運航していた記録は確認できない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、当該船舶で一緒に乗船していた同僚4人の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間当時に同保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた19人に照会し、16人（上記の同僚3人を含む。）から回答を得られたが、いずれの者からも申立人が当該期間において同船舶に乗船していたことを確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を、平成4年12月から5年9月までは36万円、同年10月から6年2月までは38万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年5月10日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から6年3月31日まで  
② 平成6年3月31日から同年5月10日まで

A社に勤務していた申立期間①については、給与が下がった記憶がないにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている。給与に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、A社に平成6年5月9日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日になっている。勤務していたのは間違いないので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成4年12月から5年9月までは36万円、同年10月から6年2月までは38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）の後の7年2月1日付けで、4年12月から5年9月までは26万円、同年10月から6年2月までは32万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において平成6年3月31日

に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 48 人（申立人を除く。）のうち 21 人が、7 年 2 月 1 日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、当時の B 職であった者は「平成 4 年頃から社会保険料を滞納していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 7 年 2 月 1 日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について 4 年 12 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年 12 月から 5 年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から 6 年 2 月までは 38 万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録によると、申立人が平成 6 年 5 月 9 日まで A 社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年 3 月 31 日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 6 年 5 月 19 日付けで、同年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われている上、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が申立人以外に 48 人確認できるところ、その後、標準報酬月額が遡及訂正処理されている前述の 21 人のうち、生存及び所在が確認できた 16 人の雇用保険被保険者記録によると、そのうち、二人については同年 4 月 30 日まで、残りの 14 人については同年 5 月 9 日まで、雇用保険の加入が継続していることが確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、申立期間②当時、法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 6 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である同年 5 月 10 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における遡及訂正前の平成 6 年 2 月のオンライン記録から、38 万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から同年6月1日まで  
② 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

申立期間①及び②は、A社に正社員のC職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管する退職通知書により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「関係資料等が無く、当時の状況は不明であるが、現在と同様、厚生年金保険料の控除方法が当月控除であれば、月末退職者については、当時も退職月の給与から社会保険料を控除していたのではないか。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間②前後において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた10人に照会したところ、回答が得られた8人のうち5人は、「社会保険料は当月控除であった。」と供述している上、

このうち二人は、「退職月に支給された給与から、同月分の社会保険料が控除されていた。」と具体的に供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、昭和33年4月1日からA社に勤務していたと申し立てているところ、B社は、「当社が保管する申立人の履歴カード（人事記録）によると、申立人の入社日は昭和33年6月1日となっており、これ以前の勤務に関する記録等はない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、前記1の回答が得られた同僚8人のうち1人は、「申立人がA社に勤務していたことを覚えているが、勤務期間までは分からない。」と供述している上、他の同僚からも、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得られなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録により、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日及び厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも昭和33年6月1日であることが確認できるところ、前記1で照会した同僚10人のうち、A社における雇用保険の被保険者資格取得日が確認できる5人について、全員の同資格取得日が厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることから、同社では、雇用保険と厚生年金保険を同時に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年8月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B店（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月10日から48年1月1日まで

昭和47年5月にC社B店に入社し、D職として49年2月末日まで勤務したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が48年1月1日となっている。

入社後3か月ぐらいは試用期間であったと思うが、厚生年金基金連合会から送付された通知書には、加入員期間について昭和47年8月10日から49年3月1日までと記載されているので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する厚生年金基金連合会の通知及び申立人の日記の写しにより、申立人は申立期間において、C社B店内のA社B店に勤務していたことが認められる。

また、E連合会から提出された申立人に係る中脱記録照会（回答）及びC厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の加入員資格取得日は昭和47年8月10日と記載されていることが確認できる上、事業主は、「C厚生年金基金と社会保険事務所への被保険者資格取得及び喪失に係る届出書は複写式であった。」と回答しており、事業主から提出された46年12月の厚生年金基金加入員資格取得届は複写式の様式となっていることから、申立期間に係る当該届出書の様式についても、厚生年金保険と複写式であったものと推認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人は昭和48年1月1日付けで、C社B店の関連会社であるA社B店において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。ところ、申立期間当時、C社B店の役職者であったとする複数の同僚は、「当時のC社B店は、フロアごとに法人化し、厚生年金保険の適用事業所となっていたが、実態は、C社B店とA社B店は同一事業所である。」と供述している。上、被保険者原票によると、C社B店において申立人と同じフロアで勤務していたとする同僚は、A社B店において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は申立期間において、同社同店で厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年8月10日にA社B店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和47年8月の厚生年金基金加入員台帳の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から59年4月まで

私は、昭和45年12月にA市からB市へ転居し、自営業を始めたのを契機に、私と私の妻の国民年金に加入した。

申立期間は、私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月にB市へ転居し自営業を始めたのを契機に、申立人の妻と共に国民年金に加入したと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録において申立人及びその妻に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻に当時の状況を聴取したところ、その妻は、「自営業の夫の経理事務を担当していたことから、諸経費の請求書等が送付されてくれば全て支払っていた。」と述べているものの、申立人は国民年金に未加入であったことから、保険料の納付書が送付されることはなく、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻が、国民年金の加入手続を行ったとするB市において、申立人の被保険者名簿が見当たらない上、同市の申立人に係る住民基本台帳にも国民年金の記録が無く、161か月の長期間にわたり、行政が保険料の収納を記録しなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月、60年2月及び同年3月、60年12月から61年4月までの期間、61年12月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月  
② 昭和60年2月及び同年3月  
③ 昭和60年12月から61年4月まで  
④ 昭和61年12月から62年3月まで

申立期間について、当時一緒に働いていた元同僚らは、当該期間が国民年金の加入記録となっているのに、私だけが未加入期間となっている。

元同僚らは、国民年金の加入手続や保険料の納付を自分で行った記憶はないとしており、それらは当時勤めていた会社が行ったと思われるので、当然、私の国民年金保険料も納付されていたと推察される。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成4年4月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられること、ii) A市において当該期間の申立人に係る国民年金被保険者名簿が見当たらないこと、iii) 申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入であったものと認められ、申立人に当該期間の国民年金保険料の納付書は交付されず、申立人は保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。



さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の期間となる各申立期間については、元同僚らと同様に、当時勤務していた会社が申立人の国民年金の加入手続と保険料の納付を行ってくれていたとすることで、元同僚の二人は、それぞれ平成4年及び8年頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その際に申立期間当時の未加入期間を国民年金加入期間とする記録の訂正処理が行われたものの、その時点で、元同僚らの当該期間のうち、国民年金加入期間は、申立人と同様に時効により国民年金保険料を納付することができないことから保険料の未納期間となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年10月まで

私は、昭和47年4月に就職するときに、母から「これを一緒にしてもらいなさい。」と年金手帳を渡され、初めて自分が国民年金に加入していることを知った。

年金手帳に押されていた領収印が昭和46年10月で終わっており、2年間前後の国民年金保険料が納付されていたことを記憶している。また、手帳の色が今のオレンジ色や青色でなかったことも記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親から、申立期間の国民年金保険料の領収印が押された年金手帳を渡され、初めて自身が国民年金に加入していることを知ったと述べているところ、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付について、具体的な状況を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿及びその前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、A市B区において、昭和53年7月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録及び申立人が申立期間当時に居住していたとするA市の国民年金被保険者名簿において、申立人は、いずれも昭和53年2月11日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したものとされ、申立期間については国民年金保険料を納付することができない国民年金の未加入期間とされて

いることから、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたものと推認するのは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から12年6月までの期間及び15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年3月から12年6月まで  
② 平成15年3月

私の夫がそれまで勤務していた職場を平成14年3月31日に退職したことを契機に、同年4月頃、夫が私の厚生年金保険から国民年金への切替手続をA市B区役所で行ってくれたが、私の国民年金保険料の納付書は送られてこなかった。その後、15年5月頃、私の再就職にあたり、夫が私の年金手帳の再交付手続を社会保険事務所(当時)で行ったくれた際、私の国民年金保険料に未納があることを知り、その未納保険料の納付書を郵送してもらった。

申立期間①の国民年金保険料は、平成15年7月30日頃、私が自分の銀行口座から19万5,000円を引き出して20万円前後の金額を一括で納付し、申立期間②の保険料は、その前後の期間の保険料と同様に、私の夫が納付してくれているはずである。

自宅に届いた納付書の国民年金保険料は全て納付しているので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成15年5月頃に当該期間の国民年金保険料の納付書を郵送してもらったと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間①に係る国民年金被保険者資格得喪日が同年5月19日に追加処理されていることが確認でき、この処理日は申立人が当該期間の納付書を送ってもらったと主張する時期と一致しているものの、当該処理が行われた時点において、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、当該期間の納付書が作成、送付されることはなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、平成15年7月30

日頃、自身の銀行口座から19万5,000円を引き出し、20万円前後の金額を一括で納付したと主張しているところ、当該銀行口座の預金通帳により、同年同月に同額の現金が引き出されていることが確認できるものの、その時点においても当該期間の保険料は時効により納付することができず、仮に当該期間の保険料が同年同月頃に納付されていたとすると、納付された保険料は還付されるはずであるが、オンライン記録においてその記録は確認できない。

さらに、申立期間①及び②は、共に基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、この頃には年金記録業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進んでいることから、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

加えて、申立人及び申立人の夫は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、郵便局、C銀行D支店、E銀行D町支店のいずれかの金融機関で納付していたと思うと主張しているが、各金融機関、領収済通知書の送付先であるゆうちょ銀行F貯金事務センター及び日本年金機構G事務センターに照会したところ、いずれも申立期間当時の資料を保管していない等の回答があり、申立人の主張を裏付ける資料は確認できなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から44年2月まで

私は、夫と共にA業を経営してきた間、お互いの国民年金保険料の納付額に隔たりがないように経営費、生活費及び諸経費をやりくりしながら保険料の納付を続けてきた。

納付期限までに国民年金保険料を納付できなかった場合は保険料を遡ってまとめて納付したりしながら、その都度納付書で保険料を納付してきたと記憶している。

その後、私が60歳を過ぎて国民年金を受給し始めた頃に、夫は国民年金保険料が納付済みであるのに私は未納とされている期間があり、納付額や納付月数にも差があることが初めて分かった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和50年5月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間の国民年金保険料は特例納付による場合にのみ納付が可能であるところ、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間の直後の期間である44年3月から48年3月までの国民年金保険料について、申立人の夫の41年5月から48年3月までの保険料と併せて50年12月30日に特例納付（第2回特例納付：昭和49年1月から50年12月まで実施）されていることが確認できるが、申立期間の保険料が特例納付された形跡は見当たらない。

また、特例納付は、当時の国民年金制度における老齢年金の受給資格を確保するために行われた制度であるところ、申立人及びその夫について、記録上特例納付が行われている期間から、それぞれが60歳に到達する前月までの期間

を計算すると、ちょうど老齢年金の受給資格が得られる 25 年になることから、申立人及びその夫は、同じ期間の国民年金保険料を特例納付したのではなく、それぞれの生年月日に応じ、60 歳で老齢年金の受給権を確保するために最低限必要な期間について特例納付を行ったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 2 日から 47 年 2 月 15 日まで  
厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。  
脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立人が申立期間において勤務していた事業所を退職した約 3 年 1 か月後の昭和 50 年 3 月 28 日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 4 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 4252(事案 3863 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 15 日から 39 年 3 月 15 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとされていたものの、受け取った記憶がないので、第三者委員会に申し立てたが、申立てが認められないとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶がないので、第三者委員会の回答には納得できない。今回、当時の同僚 6 人の名前を新たに思い出したので、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた A 銀行本店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある 15 人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 11 人（申立人を含む。）全員が被保険者資格を喪失してから約 3 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、同店の複数の同僚から「会社が代理請求していた。」との供述があることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性を否定できないこと、ii) 申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後の昭和 39 年 5 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に

当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 3 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たに申立期間当時の同僚 6 人の名前を挙げて、「再度調査してほしい。」と主張しているものの、当該同僚から申立人の主張を裏付ける新たな供述が得られなかったことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえるとともに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約 1 か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 50 年まで

申立期間はA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、一緒に勤務していた私の弟及び同僚には厚生年金保険の加入記録がある一方、私の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する記念写真及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和 51 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、個人を特定することができず、複数の同僚が社会保険及び給与事務の担当者であったとする同僚も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人の弟及び申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人と一緒に勤務していたが、申立人の厚生年金保険の加入状況までは分からない。事業所には、厚生年金保険に加入していないパートの従業員等がいた。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる供述を得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた6人に照会したとこ

ろ、回答が得られた3人のうち2人は、「申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している上、他の一人は、「事業所に採用された後、1年以上経過してから厚生年金保険に加入したが、この理由については分からない。また、申立期間当時は、従業員の入れ替わりが激しく、従業員の中には厚生年金保険に加入していなかった者がいた。」と具体的に供述しているところ、被保険者名簿において、同人が名前を挙げた3人の同僚がいずれも確認できないことから、同事業所では、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと推認できる。

加えて、A社に係る被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の同事業所における加入記録は確認できない。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料を給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が給与台帳の支給額よりも低額となっている。  
標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された A 社に係る平成 4 年 10 月分の給与台帳により、申立人は、当該期間においてオンライン記録による標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことは確認できるものの、当該給与台帳の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B 企業年金基金から提出された、申立人に係る「社保分被保険者記録」によると、申立期間において、当該被保険者記録に記載されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 11 人に照会し、7 人から回答が得られたところ、自身の報酬月額を記憶している 4 人は、いずれも、当該報酬月額と標準報酬月額は一致していると回答している上、そのうちの一人から、平成 4 年

10月分の給与支給明細書が提供されたが、厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、同人のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4255 (事案 522、1424、2079、2080、3619 及び 4132 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

申立期間は、A社(現在は、B社)C支店で勤務していた。当時は、毎年4月に昇給しており、また、高度経済成長時代でもあったので、申立期間の標準報酬月額が上がることはあっても下がることはないので調査してほしいと再度申し立てたが、主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知をもらった。

今回、申立期間における源泉徴収票(昭和48年分及び49年分)及び同僚6人の情報を新たに提供するので、再調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人の標準報酬月額は、昭和40年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されていることが確認できるものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできないこと、ii) 被保険者名簿によれば、同年5月1日改定の標準報酬月額が、その前の39年10月1日改定の標準報酬月額に比べ2等級高いものとなっていることが確認できることを踏まえると、一時的に報酬月額が上がったことから標準報酬月額が改定され、その後、何らかの手当の減額等により、申立人の40年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できること、iii) 被保険者名簿によると、申立人の同年同月同日改定の標準報酬月額は、39年10月1日改定の標準報酬

月額より1等級上がっており、当該標準報酬月額改定は妥当性を欠くものではないと判断できること、iv) 申立人が名前を挙げた同僚11人のうち、被保険者名簿により、40年10月1日において同社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者8人のうち4人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、v) 被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は50年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されていることが確認できるが、申立人から提出された「資格・賃金通知書」により申立人の基本給は確認できるものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできないこと、vi) 被保険者名簿によれば、49年9月1日改定の標準報酬月額が、その前の48年8月1日改定の標準報酬月額に比べ6等級高いものとなっていることが確認できることを踏まえると、一時的に報酬月額が上がったことから標準報酬月額が改定され、その後、何らかの手当の減額等により、申立人の50年10月1日の標準報酬月額が下がったものと推測できること、vii) 被保険者名簿によると、申立人の同年同月同日改定の標準報酬月額は、48年8月1日より3等級上がっていることが確認できることから、当該標準報酬月額改定は妥当性を欠くものではないと判断できる上、申立人の厚生年金基金加入員台帳に記載された標準報酬月額も被保険者名簿で確認できる記録と合致していること、viii) 上記同僚11人のうち、被保険者名簿により、50年10月1日において同社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者10人のうち8人の標準報酬月額も申立人と同様に推移していることが確認できること、ix) 申立人が同社から入手した試算資料について、同社では、「当該資料は、申立人に対して和解のために提示した試算資料であり、当時の資料が保存されておらず、賃金台帳等による申立人の厚生年金保険料控除額に基づき作成したものではない。」としていること、x) 申立人が保管する41年から43年までの期間並びに46年及び47年の源泉徴収票に記載された給与支払金額だけでは、当時は厚生年金保険料の控除の対象とはならなかった各年の賞与、燃料手当等の金額が確認できないことから、これらを除いた報酬月額までは推認できない上、各年の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額も、被保険者名簿で確認できる標準報酬月額に当時の厚生年金保険料率及び組合健康保険料率を乗じて求めた両保険料額並びに給与支払金額に当時の雇用保険料率を乗じて求めた同保険料額を合計した額と、いずれもほぼ合致することが確認できること、xi) 申立人は、「昭和52年6月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚したため、当該事務担当者とは担当地域が異なる別の事務担当者が取扱いを行っていたD地区及びE地区における社員の標準報酬月額は下がっていないはずである。」と主張しているところ、同社は、「当該事実は無かった。」と回答している上、申立人は、当該事実を記憶していると思われる同僚として8人の名前を挙げているが、回答が得られた3人からは、いず



れも申立人の主張について確認できる供述が得られないこと、xii) オンライン記録により、申立期間当時に同社F支店又は同社G支店において厚生年金保険被保険者資格が確認できる60人の標準報酬月額について、申立人と同じく40年10月1日又は50年10月1日に直前の標準報酬月額より低く改定されている者が45人確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付け、同年10月30日付け、22年6月11日付け、23年4月1日付け及び同年9月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として昭和48年度分及び49年度分の給与所得の源泉徴収票を提出するとともに、同僚6人の名前を挙げている。

しかしながら、当該源泉徴収票に記載された給与支払金額だけでは、当時は厚生年金保険料の控除対象とはならなかった各年の賞与、燃料手当等の金額が確認できないことから、これらを除いた報酬月額までは推認できない上、各年に記載された社会保険料控除額は、申立人の被保険者名簿で確認できる標準報酬月額に当時の厚生年金保険料率及び組合健康保険料率を乗じて求めた両保険料額並びに給与支払金額に当時の雇用保険料率を乗じて求めた同保険料額を合計した額と、いずれもほぼ合致することが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、死亡している2人を除く4人に照会したところ、3人から回答を得られたが、そのうち、申立期間において自身の報酬月額を記憶している二人は、いずれも、当該報酬月額と標準報酬月額は一致していると回答している。

さらに、オンライン記録によると、上記同僚6人の標準報酬月額について、申立人と同様に昭和50年10月1日付けで直前の標準報酬月額より低く改定されている者が確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが直前の標準報酬月額よりも低額となっているという事情は見当たらない。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。